経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(2)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、現地での架設期間は平成24年６月から平成25年１月を予定する。

①、③　第１号２(7)①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(1)④に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

(3)　第１号２(10)に同じ

3　総合評価に関する事項

(1)、(3)、(5)　第１号３(1)、(3)、(5)に同じ

(2)　総合評価の方法

①、③、④　第１号３(2)①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ｱ)　技術提案の項目として「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」

(ｲ)　工事全般の施工計画

(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）

⑤　②(ｱ)の「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(4)　(2)②(ｱ)「合成床版の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

4　入札手続等

(1)～(4)　第１号４(1)～(4)に同じ

(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～③　第１号４(5)①～③に同じ

開札は、平成23年12月27日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第２号５に同じ

6　Summary

(1), (2), (4)～(6)　The same with notice above (No. 1).

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the H23・24 Kenou Expressway superstructure of Kayamanuma area viaduct.

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年９月 29 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　川﨑　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　平成23―27年度鹿野川ダムトンネル洪水吐新設工事

(3)　工事場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂地先

(4)　工事内容　トンネル延長Ｌ＝457m（ＮＡＴＭ工法、内空断面積Ａ＝104㎡）、流入水路工１式、呑口工１式、吐口工１式、減勢工１式、仮設工１式

(5)　工期　平成27年12月28日まで

(6)　使用する主要な資機材　生コンクリート約51,000㎥、鋼材　約1,400ｔ

(7)　本工事は、入札時に「高水圧、大水深下でのトンネル洪水吐の呑口部の施工における地山安定性に配慮した技術提案」及び「トンネル洪水吐の耐久性向上に配慮した技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

(8)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(9)　本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

(10)　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて、既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。

(11)　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

なお、総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

(12)　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(13)　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

(14)　本工事は、工事関連データの提供及び情報交換の場として、入札工事説明を行う試行工事である。

(15)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

(1)　次の(2)から(14)までに掲げる条件を満たしている者（単体企業）又は次の(2)から(14)までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年９月29日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から「平成23―27年度鹿野川ダムトンネル洪水吐新設工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(2)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。